

令和7年10月24日
茨城労働局

水戸公共職業安定所における個人情報漏えい事案について

茨城労働局（局長 佐藤 悦子）は、水戸公共職業安定所（所長 山口 京子）（以下「水戸所」という。）において発生した個人情報の漏えい事案について、下記のとおり当該事実を確認の上、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせします。

記

1 事案の概要

令和7年9月1日、水戸所の職員Xは、障害者である求職者Aの職業相談を電話にて行うため、職員Yに対し、求職者Aの求職票の印刷を依頼した。職員Yは、システムから求職者Aの求職票を印刷したが、印刷物を見つけることができなかった。

その後、職員Zは、配布用の求人情報一覧（冊子）5部に求職者Aの求職票の一部が混入した状態で玄関ホールのパンフレットラックに配架し、同月3日に増刷しようとした職員によって発覚するまでの間に3部持ち帰られたもの（残り2部は回収済み）。

当該求職票の一部には、求職者Aの氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、障害に関する情報（障害の種類、障害の等級など）が記載されていた。

2 発生の原因

- （1）職員が印刷した求職票が、同時間帯に別の職員が同じプリンタで印刷した求人情報の原稿に混入したこと。
- （2）印刷した求職票が見当たらなかった際、求職票を搜索したものの、不十分であったこと。
- （3）求人情報一覧を出力した際に、原稿に他の書類が混入していないかの確認が不十分であったこと。
- （4）完成した求人情報一覧の内容を確認せずに配架を行ったこと。

3 二次被害の有無

求職票の混入した求人情報一覧（3部）を持ち帰った人物が不明であり、当該書類の回収ができていないため、個人情報の不正使用等の二次被害のおそれ是否定できないが、これまでのところ、不正使用等が発生した事実は報告されていない。

4 再発防止策

- （1）水戸公共職業安定所における取組

- ① 令和7年9月4日、所長又は管理部長から全職員に対し、本事案の概要を説明するとともに、個人情報を取り扱う際の事務処理の過程における留意事項について改

めて指示した。

- ② 同月 5 日、所長から全職員に対し、以下の再発防止策を徹底するよう指示した。
 - ア 共用プリンタから印刷する際には、パソコンに表示された出力先プリンタの種別を目視確認すること。
 - イ 印刷物が見つからない場合は、速やかに上司に報告すること。
 - ウ 共用プリンタから印刷物を取り出す際は 1 枚ずつ確認すること。
 - エ 自身の印刷物以外の書類が混入していた場合は、プリンタには戻さず、備え付けの一時保管箱に書類を移動させること。
 - オ 複写の上、配架・配布する原稿は、複写する前に複数人でダブルチェックを行うこと。

(2) 茨城労働局における取組

- ① 令和 7 年 9 月 5 日、総務部長から、労働局内の各課室長並びに各労働基準監督署長及び各公共職業安定所長に対し、今回の漏えい事案発生の共有及び個人情報漏えい防止策に関して、所属長自ら緊急の総点検を実施し報告するよう指示した。
- ② 同月 9 日、職業安定課長から、職業安定部各課室長・各公共職業安定所長に対し、漏えい事案の概要、発生原因等を伝え、注意喚起と再発防止（基本動作の徹底、職員への意識付けの取組と点検）について指示した。
- ③ 同月 12 日、公共職業安定所長会議において、職業安定部長から注意喚起と再発防止に関する指示を行った。

【担当】

茨城労働局職業安定部職業安定課

課 長 海老澤 知子

課長補佐 綿引 久典

(電話) 029-224-6218